平成２２年（フ）第１１４１０号
東京都足立区保木間５丁目25―３―902
債務者　眞野　政恵
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４１３号
東京都西東京市富士町４―23―２―201、住民票上の住所東京都練馬区高野台１丁目23―12―201
債務者　渡辺　浩二
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４２０号
東京都世田谷区上野毛３丁目16―３―804
債務者　木村　俊博
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４３１号
東京都足立区西新井本町１丁目９―15　メゾン・ド・エスポワールⅡ―101
債務者　高梨きみ子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４３２号
東京都足立区本木２丁目１－２
債務者　窪田　孝江（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４３４号
東京都足立区西新井栄町１丁目７－４―104
債務者　上田　重子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４４８号
東京都清瀬市野塩２丁目387　清瀬野塩アパート18―411
債務者　濱野　　愛
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４７１号
千葉県野田市上花輪1104―10
債務者　平田　和男
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５１７号
東京都墨田区太平４丁目15―７―203
債務者　皆川真由美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５２８号
東京都練馬区石神井町１丁目１―51―201
債務者　飯室　幸子（旧姓奥原）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５３０号
千葉県流山市富士見台２丁目５―16　小田急ハイツ12―502
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５３１号
東京都北区王子１丁目19―10―301
債務者　根本麻里絵
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５３５号
東京都杉並区高円寺南２丁目12―９
債務者　増田　孝久
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５３８号
東京都国立市泉２丁目３－２－５―808
債務者　柴田桂一郎
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５４３号
神奈川県横浜市磯子区久木町17―13―504
債務者　坂野井光子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部